

(第一類 第九号)

衆議院第十五回国会農林委員會議録

昭和二十八年三月六日(金曜日)

午前十一時十二分開議

委員長 坂田英一君
運事平川篤雄君

秋山	利恭君	大島	秀一君
小笠原	八十美君	高見	三郎君
中馬	辰猪君	寺島	陸太郎君
松野	賴三君	金子	與重郎君
高倉	定助君	高瀬	傳君
川俣	清音君	中澤	茂一君
芳賀	貢君	山本	幸一君
中			
英			
勇			
吉			

<p>本日の会議に付した事件</p> <p>農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一號）</p>	<p>農林事務官（農林經濟局長）</p> <p>委員外の出席者</p>	<p>専門員 難波 理平君</p> <p>専門員 岩隈 博君</p> <p>専門員 藤井 信君</p>	<p>小倉 武一君</p>
--	-------------------------------------	---	---------------

○坂田委員長 これより会議を開きます。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。御質疑があれば許します。

○金子委員 今かかつております農林漁業金融公庫法の一部改正の法律であります、が、この法律改正の内容は、政府の出資資金が増加すること。その他電気導入に対する関連性と、これは当然

なことがありますので、この改正の要點そのものには問題ないのであります。が、ここで政府にお尋ねしておきたいことは、この法律発効前に土地改良に貸し付けてあります米国対日援助見返資金特別会計から融資したものに対し、現況その返済の残高がどのくらいあるか、その貸し付けたものに対する残高の持つ利子は、現行の農林漁業金融公庫法によつて貸し付けたものの平均とのくらい差額があるか、また第三には、この法律前年の対日援助見返資金特別会計から貸し付けてありますものの処置をどういうふうにする方針であるか、それを一応伺いたいと思います。

○坂田委員長 他に御質疑はございませんか——なければこれより討論に入ります。金子君。

○金子委員 討論の機会に私はこれに
対してたゞいま質問いたしましたと、

る、二億六千万円ほど本法施行前、土地改良に貸し付けました金が残つてお

り、また現行法の貸付金とそれとは利息の上にも相当幅がありますので、できるだけ早くこれをこの公庫法の施行

による貸付金と同率の立場に置かれる
ようにならなければならぬ。こうした意味を
もつて付帯決議をつけることは、と思ふ。

めをさして附帯決議をついたことはあります。その附帯決議の案とい

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林漁業資金融通法成立以前土地改良事業等に貸付けた米国対日援助見

返資金特別会計からの融資は、その条件において現行農林漁業金融公庫法によるものと比べて、(後略)

在によるものに比し、甚だしく懸念があり不公平である。

右決議する。
衡化を図ること。

この附帯決議をつけたいと思うのであります。そうしてこの附帯決議がつ

くならば、附帯決議をつけることを条件として本案に賛成したいと存じます。

存します

等の職を務めるということがもつばら

うわざされておるのであります。しかしながら国会が農林省の出先機関としてこうした金融公庫をつくるものでないということは、あらためて申し上げるまでもないことであります。従いまして私は本法案には賛成であります。が、農林省の役人の就職口としてこれらの法案がつくられたものでないことを確信いたしますが、このことを条件といたしまして賛成いたします。

○坂田委員長 他に御発言はございませんか。——なければこれにて討論は終結いたしました。

これより農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○坂田委員長 起立総員。本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、先ほどの金子君の提案になりました附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十九分散会

〔參照〕
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

(六三)

昭和二十八年三月十日印刷

昭和二十八年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局